

第5章

計画の推進について

本章の内容

本章では、本計画で掲げた基本理念の実現に向けて、着実に取組を進めていくため、計画の推進体制や、進行管理・評価について整理しています。

また、進行管理のため、それぞれの施策について「成果指標」を設定しています。

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理・評価

3 成果指標

1 計画の推進体制

(1) 市民、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、市民、事業者、行政等による協働によって実現します。本計画は、地域福祉を推進する上での行政の役割を中心として構成していますが、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割を担いながら、協働の視点に立って、計画を推進していくことが必要です。

(2) 社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の経営者や社会福祉に関する活動者が参加する団体です。市、区、地区といった圏域で地域に密着しながら、地域福祉を推進するために様々な事業を行っています。

社会福祉法において、社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられており、本計画においても、地域福祉活動への幅広い市民参加に向けた支援を行うことなど、各分野で大きな役割を担っています。

本市では、社会福祉協議会と連携しながら、本計画に基づく各事業を着実に進めていきます。

2 計画の進行管理・評価

(1) 計画の進行管理

計画関連事業に位置づけた事業は、年1回、所管部局から報告を受けて進捗状況を確認します。その際には、所管部局で事業の自己評価を行い、今後のより良い施策展開について検討します。

(2) 計画の評価

本計画は、適宜、札幌市社会福祉審議会など附属機関に進捗状況等を報告し、評価・意見をいただきながら、計画を検証していきます。

3 成果指標

計画の成果を客観的に確認するため、施策ごとに成果指標を設定し、目標への進捗を検証します。

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上

指標	基準 (2016年)	目標 (2023年)
福祉推進委員会の設置数 (福祉推進委員会を組織している単位町内会の割合)	1,270 か所 (57.7%)	1,500 か所 (68.2%)

※数字は各年度末時点の設置数

【関連する主な取組】

施策1-(1) 見守り活動や日常生活支援活動の推進

【考え方】

地区福祉のまち推進センターの基本的な活動は、世帯訪問等による見守り活動です。今後、見守り活動がより多くの地域で展開されるよう、町内会・自治会等の身近な圏域に福祉推進委員会を設置して、地域福祉力の向上につなげます。

施策2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進

指標	基準 (2016年)	目標 (2023年)
ボランティア活動センターが実施する 研修の受講者数	13,357 人	80,000 人

※基準は単年度の人数、目標は計画期間6年間の累計

【関連する主な取組】

施策2-(3) ニーズや対象に合わせた学び・体験の充実

施策2-(6) ボランティア活動センターの運営

【考え方】

社会福祉協議会では、ボランティア活動に対する理解を深める福祉啓発研修や、様々な活動内容を学べるボランティア研修、地域福祉活動者や福祉従事者向けの研修などを幅広く行っています。研修を通じて、ボランティアに対する理解を深め、市民一人ひとりが自分にできる範囲で地域福祉活動に参加するという意識を醸成していきます。

施策3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進

指標	基準 (2016年)	目標 (2023年)
見守り協定を締結する事業者数	7社	15社

※数字は各年度末時点の累計

【関連する主な取組】

施策3-(2) 事業者等による見守り事業の推進

【考え方】

地域において孤立死等の痛ましい事故を防止するためには、地域住民のみならず地域に密着した活動を展開する事業者等、様々な主体が見守りや支援活動に参加することが求められます。本市では、今後とも見守りに協力していただける事業者との協定締結の取組を進めるとともに、地域見守りネットワーク推進会議等の取組を通じて、支え合いネットワークの推進を図ります。

施策4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備

指標	基準 (2016年)	目標 (2023年)
福祉除雪の地域協力員数	3,485人	4,000人

※数字は単年度の人数

【関連する主な取組】

施策4-(4) 福祉除雪事業の実施

【考え方】

1年の約3分の1が雪に覆われる本市では、冬期間においても誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、福祉除雪の取組を推進します。福祉除雪は、地域の支え合いとして、近所の方々をはじめ、企業や関係団体等の方々に地域協力員として参加いただくことによって成り立っています。今後は、地域で支援を必要とする方の増加が見込まれるため、担い手である地域協力員を増やしていくことが重要になります。

また、福祉除雪は活動内容がわかりやすく、元気な高齢者や学生なども参加が可能であるため、地域福祉活動のきっかけとして事業の広報、周知を積極的に行うなど目標の達成に向けて取り組めます。

施策5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実

指標	基準（2016年）	目標（2023年）
生活困窮者の新規相談件数	3,335人	4,000人
個別支援プランの作成件数	839件	1,600件
生活困窮者の就労者数	647人	1,000人
学習支援事業参加者の高校等進学率	100%	100%
ネットワーク会議の開催回数	3回	4回

※数字は全て単年度のもの

【関連する主な取組】

施策5に掲載する主な取組全て

【考え方】

生活困窮者自立支援計画で設定した基本理念「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援のためのネットワークづくり」及び5つの計画目標を引き継ぎ、生活困窮者の自立に向けた支援とともに、生活困窮者が地域・社会の中で孤立することなく、役割や人とのつながりを実感することができるように取組を進めます。

施策6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実

指標	基準（2016年）	目標（2023年）
専門機関や住民組織を包括的に結び付けるような仕組みの検討	—	仕組みの構築

【関連する主な取組】

施策6-(1) 専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みの検討

【考え方】

複合的な課題や制度の狭間の課題などの多様な地域福祉課題に対応するためには、課題に関連する専門機関や住民主体の組織との調整を中心的に担う機関（機能）が必要となります。国の検討状況も踏まえながら、これらの組織を包括的に結び付ける仕組みの構築に向けて検討を進めます。

施策7 市民にやさしい生活環境づくりの推進

指標	基準 (2016年)	目標 (2023年)
心のバリアフリー等に関する市民への周知啓発回数	4回	30回

※基準は単年度の回数、目標は計画期間6年間の累計

【関連する主な取組】

施策7-(1) 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施

【考え方】

市民にやさしい生活環境づくりを進めていくには、公共的施設のバリアフリーだけではなく、制度的障壁や文化・情報面での障壁、意識上の障壁を解消することが重要です。これらの心のバリアフリーについての周知啓発に積極的に取り組み、誰もが人格と個性を尊重し合い、助け合えるような機運の醸成を目指します。

施策8 災害時にも強い地域づくりの推進

指標	基準 (2016年)	目標 (2023年)
要配慮者避難支援対策事業 地域組織への説明会等支援実施回数	79回	576回

※基準は単年度の数字、目標は計画期間6年間の累計

【関連する主な取組】

施策8-(2) 要配慮者避難支援対策事業の推進

【考え方】

災害時にも強い地域づくりを推進するためには、その地域で支援を必要としている人がどれくらいいるのか、また、どのような支え合いが必要となるのかを、平常時から地域で考えておくことが大切です。地域組織に対する名簿情報の提供等について説明会等の支援を積極的に行い、避難支援に取り組む団体の増加を目指します。